

県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める意見書

県立中部病院は、本島中部医療圏内の基幹病院であり、県民の命を守るセーフティネットとしての役割は大きく、また多くの離島をかかえる沖縄の救急医療、他の病院で診ることが困難な重篤な患者の治療を行うなど民間病院と密に連携し、地域医療の要としての役割を担っている。

中でも泌尿器科は、地域がん診療連携拠点病院として腎臓がん、尿路上皮がん、前立腺がん、精巣腫瘍などの診療を行い、また尿路結石や前立腺肥大症などの良性疾患の診療、透析患者への生体腎・献腎移植も実施するとともに、救急センターと連携し救急疾患の対応も行っている。

また、地域の医療機関等と連携し、腎臓専門医が、かかりつけ医等に対し専門的アドバイスや研修を行うなど、腎疾患の重症化予防や新規人工透析患者数の減少に向け取り組んでいる。

このように、県立中部病院は地域医療の拠点として業務内容は多岐にわたり、業務量も膨大な中、本年4月からは泌尿器科医が減員し1人体制になるとされ、労働環境は悪化するものと予測される。さらに、現在において泌尿器科の標準医療となるロボット支援手術も47都道府県の公立病院で唯一沖縄県だけが導入されておらず、これにより医師の負担軽減が図れないだけでなく、後進の育成も困難である。

このまま十分な人員確保や設備投資をせず、県民の命を救いたい一心で懸命に働く医療従事者の善意に頼り続けるのであれば現場は疲弊し、県民の命と安心・安全な暮らしが脅かされるのではないかと危惧するものである。

よって、うるま市議会は沖縄県に対し、県立中部病院の医療体制の強化・充実を実現するため、下記の事項について強く要請する。

記

1. 泌尿器科・腎臓（移植）内科医の定数を増やし、人員を確保すること。
2. 医師の十分な休日を確保すること。
3. 施設の整備、ロボット支援手術を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年3月17日

沖縄県うるま市議会

あて先
沖縄県知事